江東区立学校
感染症予防ガイドライン
（新型コロナウイルス感染症）

江東区教育委員会

本ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅰ　学校運営編

1　感染症予防策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　教育活動を実施する上で必要な感染症対策・・・・・・・　6

3　指導上の配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

4　登校の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

5　年間指導計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・２１

6　教職員の勤務・服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

7　幼稚園において特に留意すべき事項・・・・・・・・・・２４

Ⅱ　患者等発生時対応編

1　対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

2　対応区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

3　対応区分別学校の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

4　学校の業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

5　 臨時休業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

6　 臨時休業等時の学びの保障 ・・・・・・・・・・・・・　２９

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国及び都からの学校再開ガイドライン、臨時休業ガイドライン及び学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、江東区立学校（園）における感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ「学校の新しい生活様式」の実現を目指すものです。全教職員で確認をお願いいたします。

また、各学校においては、本ガイドラインに基づき感染症対策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

このことは、感染症への再拡大への備えになるとともに、これからの「教育スタイル」であると考えております。

なお、本ガイドラインは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。

Ⅰ　学校運営編

１ 感染症予防策の徹底

（１）幼児・児童・生徒への指導

学校（園）は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に以下の内容を指導すること。

ア　新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。

また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ　「３つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為）という３つの条件のある場を、できるだけ回避するよう指導すること。特に、「３つの密」になる条件が同時に重ならないよう、指導を徹底すること。児童・生徒等同士の間隔は、おおむね１～２ｍの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

ウ　正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して 30 秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を問わずトイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指

導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=lViN9C_BS-0

エ　咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導し、徹底させること。

なお、マスク着用の励行により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保ったうえで、マスクを外すことを認めること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払うこと。また、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】

・清潔なハンカチ・ティッシュ

・マスク

・マスクを置く(入れる)際の清潔なビニールや布等

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html

（２）児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼

ア　（１）の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底するよう依頼すること。

イ　児童・生徒等が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施することなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること

ウ　児童・生徒等（及び保護者）には、毎日２回（登校前、就寝前）以上検温と風邪症状等の観察を行い記録するよう指導するとともに、登校時に「健康観察シート」（又はこれに準ずるもの）を提出するよう求めること。
※「健康観察シート」は、過去２週間分の保管を各家庭に依頼する。

エ　保護者から発熱や風邪症状等がみられるとの報告があった際は、登校を控えるよう指導するとともに、かかりつけ医に相談するなど適切に対応するよう助言する。

オ　登校前の体温・風邪症状等が確認できない児童・生徒等については、学校で確認し、発熱等の症状がみられた場合は保護者と連携の上、帰宅させること。

カ　校園長は、次に該当した場合、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

- 児童・生徒等に発熱や風邪症状等がある
- 同居の家族に発熱や風邪症状等がある
- 児童・生徒及び同居の家族が PCR 検査を受ける（受けた）、または濃厚接触者となった

キ　学校滞在中に発熱や風邪症状等が発生した場合は、保護者と連携のもと安全に帰宅させる。

（３）教職員等（外部人材含む）の健康管理

ア　毎日２回（出勤前、就寝前）検温、風邪症状等を確認し、「健康チェック表」に記入の上、出勤時に管理職に提出すること。
管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、過去３週間分を保管すること。

イ　発熱・風邪等の症状がみられるときには、出勤しないこと。
登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、管理職は指導室に報告する。公共交通機関を使う場合は、マスクを装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

ウ　校内で行う会議等については、感染症防止対策を実施した上で参加者を最小の人数に絞るとともに、換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫やオンライン会議システムなどを活用すること。

エ　教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。臨時休業となった際は、オンラインによる職員打ち合わせを実施すること。

オ　手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないよう必ずマスクを装着すること。

カ　勤務時間外においても、「３つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人

が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識し、行動自粛について徹底すること。

キ　職員室では、飛沫感染を防止するため、換気をしつつ会話を控えたり、アクリル板等を設置したりするなど工夫すること。

（４）校（園）内環境

ア　校（園）内に石けんや手指消毒用エタノールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ　適切な環境保持のため、教室等を使用し、室内で活動する場合は密室空間にならぬよう常に換気をするとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

特に、晴天時には教室の窓等を２方向以上、広く開放しておくとともに、他の天候においてもドアや窓は少なくとも休憩時間毎に開放する。換気設備は、適切に使用する。

（換気の方法や効率については文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.9.3Ver.4） p34～36も参照）

ウ　教室やトイレなど教職員や児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの人が手を触れる高頻度接触面（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1 日1 回以上、消毒液（消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤を含む家庭用洗剤等）を染み込ませたペーパータオル等で拭き掃除による清掃・消毒を行い、環境衛生を良好に保つこと。

以上の作業については、発達段階に応じて児童・生徒が通常の清掃活動として行っても差し支えない。ただし、児童・生徒が行う場合は次亜塩素酸ナトリウムは使用しないこと。

（参考）消毒方法や効果が確認されている洗剤の情報等

- 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について
  （厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット）
  https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf
- 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について
  （経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構）
  https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf

エ　その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。

○　残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失

した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。

○　水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（１か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

（５）連絡体制・衛生管理の徹底

ア　保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、家庭との連絡体制を整備すること。児童・生徒等に患者・濃厚接触者等が発生した際の保護者からの連絡が徹底されるよう、一斉メールや学校だより等への掲載、学校配備の携帯電話の活用などを定期的に依頼すること。

イ　学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

２　教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「１　感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

（１）登校時の健康状態の把握

学校園は、児童・生徒等には、毎日、自宅で検温するよう指示し、原則として校舎に入る前に速やかに「健康観察シート」を提出させる。教職員は児童・生徒等の健康状態を登校時点で速やかに確認すること。

なお、発熱や風邪症状等がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。登校時に健康観察シートにより健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、ただちに別室等で検温及び風邪症状等を確認すること。

（２）児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校園長は、感染症が疑われる児童・生徒等の発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

（３）児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

ア　養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

イ　感染症が疑われる児童・生徒等については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒等と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例）個室を複数準備する、同室内で２ｍ以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る等（幼稚園においては、可能な限りこれに準じて対応を行う）。

ウ　体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（マスクに加え、ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

エ　感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

オ　下校するまで定期的に健康状態を確認する。必要に応じて下校後の医療機関の受診をすすめる。登校の再開については、主治医や学校医と相談することが望ましい。

カ　下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

（４）ごみの分別

ア　咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。

イ　ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

(参考)

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（環境省）
https://www.city.koto.lg.jp/388010/kurashi/gomi/kate/documents/vscorona.pdf

（５）感染症対策に留意した各教科等の指導について

ア 授業中、教員・児童等は飛沫防止のためマスクを着用する。ただし、次の場合にはマスクを着用する必要はない。

- 十分な身体的距離が確保できる場合
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
- 体育の授業時間（令和２年５月２１日付事務連絡事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性」[スポーツ庁]参照）

※　マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒等の様子なども踏まえ、学校（園）で臨機応変に対応すること。

イ マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで教育活動を行う場合は、身体的距離をとる。

ウ 感染状況や学校の実態を踏まえ、工夫して主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実現に努める。

エ 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。もしくは、児童・生徒が使用の前後に手洗いや手指消毒を行う。

（例）

[各教科等共通]

- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、リスクの低い活動から実施する。
- グループや少人数等による話合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

[体育・保健体育]

- 可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に、換気を行うとともに、呼気が激しくなるような運動は避けること。体育・保健体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。
- 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短期間の利用とし、児童・生徒が密着した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしない。

・　水泳指導

中止とする。ただし、小学校等においては水遊びや水泳運動などの心得について必ず指導すること。また、中学校等においては水泳の事故防止に関する心得について必ず取り上げるとともに、保健分野の応急手当との関連を図ること。

※参考　令和２年５月２２日付事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて」（スポーツ庁・文部科学省）及び令和２年５月１８日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた水泳授業の取り扱いに関する基本的な考え方について」（東京都教育庁）

・　柔道での攻防、器械運動での補助など、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

［音楽］

・マスクは、飛沫拡散防止のため、原則、着用する。

・ 歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、１～２m程度間隔を空けた横１列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。連続した練習時間はできる限り短くし、歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低２m）をとってマスクを外すことも考えられる。

［理科・家庭］

・ 理科の観察は、児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、１セットの実験器具を扱う児童・生徒２名を目安にするなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

・ 家庭において、調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、１台の調理器具に２名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。もしくは、児童・生徒が使用の前後に手洗いや手指消毒を行う。

また、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

［自立活動］

・ 特別支援学級等における自立活動については、教師と児童・生徒等や児童・生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行ったうえで実施すること。

（６）学校行事等について

○　教育課程や年間指導計画等を見直す際には、各学校の教育目標等の実現を図ることを基本として検討を行い、行事等の実施にあたっては柔軟に取り扱うこととする。

・　学年集会（朝会）

校庭あるいは放送設備等を活用し、各教室で実施する。体育館等で実施する場合は十分な換気を行う。

・　前期終業式、後期始業式、後期終業式

校庭、あるいは放送設備等を活用し各教室で実施する。体育館等で実施する場合は、短時間で行うとともに、人との間隔を１～２ｍ確保し、２方向の窓等を開け、十分な換気を行う。

・ 音楽会や鑑賞会などの文化的行事

中止とする。ただし、授業で作成した作品や学習の成果等を写真やビデオ等で伝えるなど工夫する。

・　卒業式

規模を縮小し短時間で実施する（詳細は別途定める）。

・　運動会

中止とする。ただし、各校の体育・保健体育又は体育的行事の取組が保護者等に伝わるよう工夫する。

・ 移動教室や修学旅行などの旅行・集団宿泊的行事

遠足や社会科見学等は中止とする。

修学旅行及び移動教室についても中止とする。ただし、小学校６年生移動教室及び中学校３年生修学旅行については、その代替として、各学校が区教育委員会と連携し、PTA、地域等の協力を得ながら、児童生徒が主体的に取り組む想い出に残る行事を企画し実施する。

・ 地域等と連携した行事

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、地域や関係機関等と連携した行事は、基本的に延期もしくは中止の判断を行う。

・　避難訓練

各校園の指導計画に基づき、実施日と実施内容を工夫し実施する。

・　児童・生徒等のメンタルヘルスに留意した教育活動の実施

新型コロナウイルス感染症による臨時休業、外出の自粛等により、全ての児童・生徒等が様々な不安やストレスを抱えていることが想定されるため、登校（園）時に一人一人の言動、表情を観察するなどして状況の把握に努めるとともに、適切に支援すること。

・　スクールカウンセラーによる全員面接を実施

学年を問わず支援が必要と思われる児童・生徒から学校の実態に応じてスクールカウンセラーによる面接を実施すること。また、小学校５年生、中学校１年生、義務教育学校５年生・７年生を対象とする全員面接については、年度内に実施すること。なお、全員面接支援スタッフの追加派遣が必要な場合は、別途、手続きを行う。（幼稚園は、必要な保護者に対して相談を勧める。）

・　教育実習

校内の状況を踏まえ実習の期間等を変更する場合は、大学と調整する。

・ 授業時数の確保

定期考査、面談等の実施に際しては、給食を設定するなど午後の授業を削減しないよう工夫する（前期最終日、後期初日も同様）。また、週によっては水曜日の６時間授業について考慮する。

（７）家庭学習について（幼稚園は除く。）

○ 通常登校時であっても学校の学習と家庭の学習を一体として進める新しい学習スタイルを確立する。「ｅライブラリアドバンス」や新たに整備した「スタディサプリ」を用いたオンラインによる宿題や課題の提出、予習・復習を確実に実施し、学習時間の確保や評価等に活用する（全児童・生徒にIDとパスワードを登録させる）。

○ 家庭において学習した内容を評価に加える際は、学習指導要領に即した共通の課題を課した上で、スタディサプリの評価テストで確認するなど、学習の習得状況を把握するなどして適切に行う。

（８） オンライン学習

今後の感染症の再拡大を見据えて、学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。

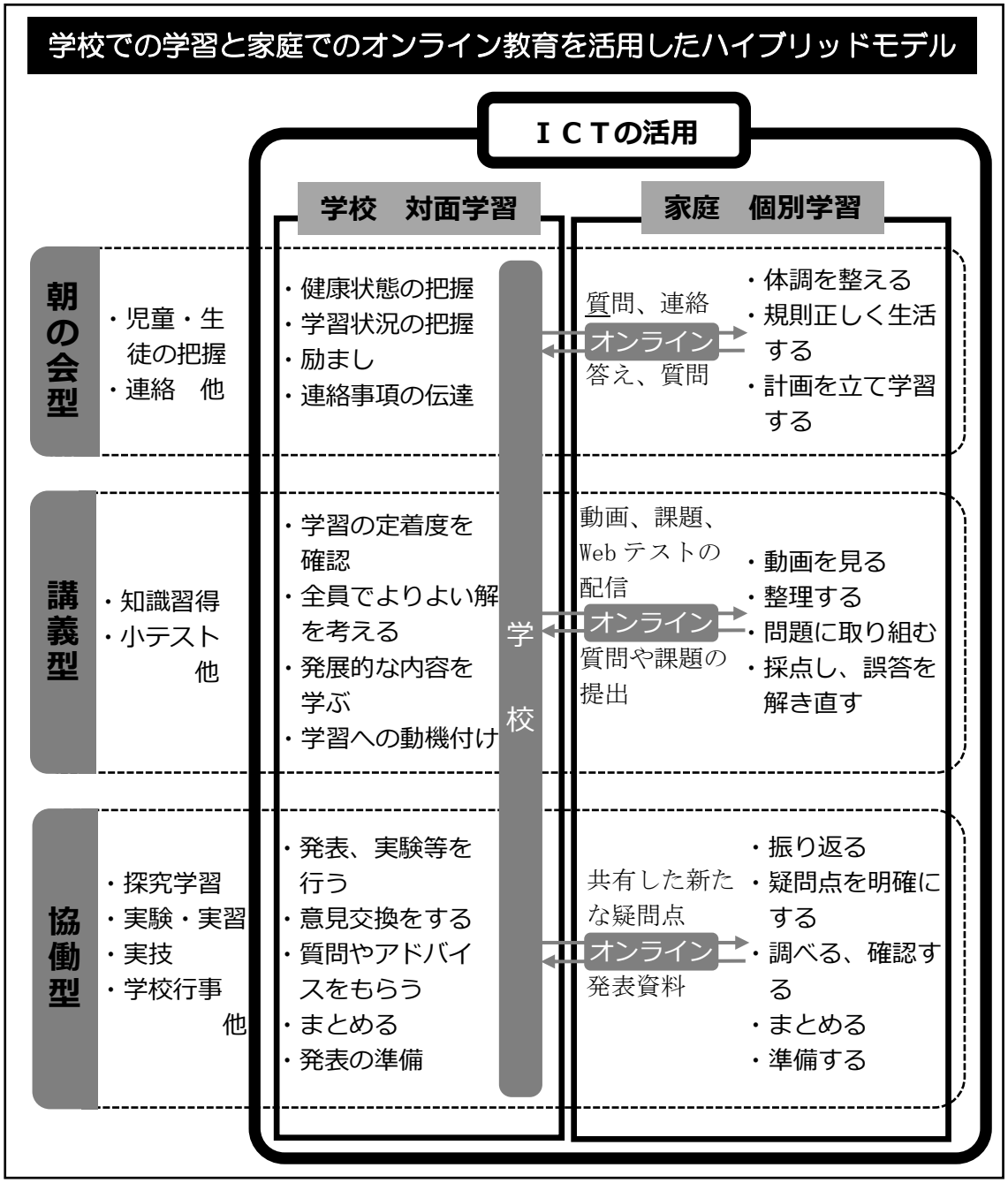

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～　改訂版 ver2」P26

（参考）「KOTO オンライン・マガジン（指導室作成）」スタディサプリの活用方法等を掲載

（９） 学校給食

留意事項は以下のとおり。

ア　献立作成・喫食形態

○より少ない品数で望ましい栄養が摂取できる献立とする。また、選択メニューや複雑な盛り付け等を避ける。

○手で持って食べる献立時には、特に手指衛生を徹底すること。

○「バイキング給食」「交流給食」を実施しない。

○感染症拡大防止に十分配慮しながら給食を再開していくため、段階的な対応を行う。

①感染症対策に特化した「ヒトサラ」給食

（６月１５日から６月１９日まで ）

内　容：牛乳＋主食（ご飯またはパン）

配　食：すべて教職員が行う

②感染リスクを軽減しつつ献立に配慮した「フタサラ」給食

（６月２２日から１１月１３日まで）

内　容:牛乳＋主食＋１～２品(デザート含む)を２皿で提供する。

※中学校は主食＋３品まで（デザート含む）とし、深皿に３点盛りにするなど皿数は２皿で提供する。

配　食：感染症対策を講じた上で、教職員と最低限の人数の給食当番で行う。教職員は、必ず児童・生徒の手洗いや消毒が確実に行われているか指導にあたる。

【参考】取組事例

①学年にかかわらず、手洗い場に必ず教職員が立ち、児童・生徒の手洗い指導を行う。

②給食委員会の生徒が中心となり、各学級の給食当番の健康状態の確認や身支度、手洗いの状況を確認する。

③廊下に、給食を取りに来る児童・生徒が並ぶための線を引く。さらに、教職員が、距離を保ち並ぶことや、人数を限定して動くよう声掛けをする。

④教職員が、箸やスプーンなど食具をカゴからトレーに出して広げてから児童・生徒に取らせ、複数の手が触れないようを指導する。

③栄養素を満たす通常の給食

（１１月１６日から）

内　容：牛乳＋主食＋主菜・副菜・くだものを３皿（その他ゼリーカップ使用）で提供する。

配　食：給食当番が行うが、感染リスクを可能な限り低減することを検討し、学級の在籍人数や児童・生徒の発達段階に応じて必要最低限の人数とする。

イ　給食調理

〇個人衛生状況確認

① 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指 等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に感染症予防法に規定する感染症又は、その疑いがあるかどうか毎日点検し、記録しておくこと。

② 毎日２回（出勤前、就寝前）検温し、健康観察シートを提出し、発熱・風邪症状等がないことを確認する

〇マスクの使用

・すべての作業工程においてマスクを使用する。

・布マスクを使用する場合には、文部科学省「洗浄消毒マニュアル」（第３章　マスク、手袋等の洗浄・消毒マニュアル）を参照に、使用後は洗浄消毒を行い衛生的に取り扱う。

ウ　教室での留意事項

〇机を向かい合わせにしない（授業中の座席配置に準ずる。）。

〇教職員が喫食する際にも同様に、児童・生徒と向かい合わせにしない。

〇準備から片付けまで、不要な会話を控える。

〇一度盛り付けたものを食缶へ戻さない。

〇児童・生徒及び教職員は、給食前の手洗いを徹底する。

〇追加配食（おかわり）する際は、教員等が配食することとする。

エ　配食等準備について

〇配食は、可能な限り教員等により行う（特に小学校低・中学年）

〇配食を行う児童・生徒及び教職員は、事前に、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状が無く健康状態が良好であること、衛生的な服装をしていること、手指を確実に洗浄したことを確認し、毎日記録する。

〇配食を行う者は、白衣・帽子またはこれに準ずるものの着用に加え、マスクの装着など飛沫を飛ばさない対策を徹底する。

〇配食時に使い捨て手袋を使用する場合は、複数人での使いまわしや再利用をしないこと。

(10) 休憩時間

ア　教室等の窓を２方向開放し、十分な換気を行う。

イ　学年、学級等で時間差や使用場所を分散するなど、３つの密を避けるよう工夫すること。

ウ　特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。グラウンドの活用については、曜日や時間を学年ごとに分け、密集を避ける。

(11) 清掃活動

２方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

(12) 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項を朝学活等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

○　マスクの着用、手洗いの励行

○　いわゆる「３密」を避けた行動（密閉空間（換気の悪い密閉空間)、密集場所（多くの人が密集)、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為）という３つの条件のある場をできるだけ回避する）をとること

○　教室等の換気

○　下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

(13) 部活動

ア　次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実態に応じて実施するものとする。

・活動時間や活動場所を分散させるなど、３つの密を避けるよう工夫する。

・更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

・児童・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や児童・生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしない。

・各教科等の指導に準じて、感染症予防対策を適切に講じて行う。

イ　部活動においては、異学年で活動が行われるため、部活動内で感染者又は濃厚接触者が確認された場合を想定した校内の連絡協力体制について、検討をしておくこと。

ウ　運動部活動について

○　中学校体育連盟主催の公式戦について、当大会につながる地区予選大会も含めて、校長の判断により参加を可とする。

○　公式戦以外の任意の大会等への参加については、「江東区立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」において、「参加する大会等を精査すること」を校長に求めているが、この趣旨を踏まえるとともに、感染症拡大のリスクを考慮し、校長の判断により、必要最小限の参加を可とする。

○　対外試合等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、中学校体育連盟のガイドラインを遵守し、感染拡大を防止するための対策を講じること。

○　大会の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技はもとより、会場への移動時や会食時、会場での更衣室の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大防止策を講じること。

○　校長が大会参加に係り怪我の防止等、安全確保のために必要と認めた場合には、保護者の同意のもと、必要最小限の範囲内で、練習試合を実施することができる。その際、同意書を保護者が作成し、学校が保管すること。

エ　文化部活動について

○　全国大会等につながるコンクール等については、校長の判断により参加を可とする。

○　文化部活動においても、任意のコンクール等への参加については、運動部活動に準じて精査することとし、感染症拡大のリスクを考慮し、校長の判断により、必要最小限の参加を可とする。

○　コンクール等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、主催団体等のガイドラインを遵守し、感染拡大を防止するための

対策を講じること。

○　コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食時、会場での会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大防止策を講じること。

(14)　特別活動

ア　委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

イ　児童集会・生徒総会等は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。体育館等で実施する場合は、短時間で行うとともに、人との間隔を１～２m確保し、２方向の窓等を開け、十分な換気を行う。

ウ　クラブ活動（小学校等）を実施する場合は、活動内容等を工夫する。

(15) 保護者会、個人面談、学校評議員会、学校（園）公開、新入園児・児童・生徒説明会

ア　保護者会は、特別な場合を除き夏季休業日明け以降とする。実施する際は、オンラインでの開催等工夫する。また、校内で実施する際は、日時・学年・教室等分散し検温を実施の上行うようにする。

イ　個人面談（三者面談）は、原則夏季休業日明け以降とする。ただし、中学校３年生（義務教育学校９年生）や個別に面談が必要となる児童等の保護者の場合は、それ以前であっても感染予防の対策を徹底した上で行うことができる。実施の際は授業カットを極力行わないようにする。（定期テスト等の授業カットも極力行わない）

ウ　学校評議員会については、感染状況を踏まえ、資料の配布及び質問紙の回収等をもって開催に代えることも可とする。 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

エ　学校（園）公開については、保護者のみを対象として感染状況を踏まえ、１月以降、オンラインで実施する。

オ　新入園児・児童・生徒説明会は、感染症予防策を徹底した上で、検温を実施し、短時間で実施する。ただし、既に新入園児等保護者のメールアドレスや電話番号等を把握している際は、オンラインの活用や資料配布のみ行い、質問事項等について後日回答するなど工夫して行う。

(16) 下校指導

下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

（17）定期健康診断・就学時健康診断

ア　定期健康診断は、令和２年度末までに実施する。実施時期の判断や実施の方法等については、学校医等と十分連携すること。

イ　就学時健康診断では、保護者及び児童の来校時に、検温と手指消毒を実施すること。

ウ　定期健康診断の実施時期延期については保護者に周知し、理解を得ること。

エ　遮眼器やオージオメーターのイヤーパッド等、複数の児童・生徒が使用するものは、適切に消毒すること。

オ　健診時は、３つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、例えば、以下のような工夫をすること。

・児童生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケットを徹底すること

・部屋の適切な換気に努めること

・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には１～２ｍの間隔をあけること

・会話や発声を控えるよう児童生徒に指導すること

カ　心臓検診・腎臓検診・脊柱側わん症検診及び生活習慣病予防健診は、通知済みの日程どおり各校で実施する。実施の際は、委託業者からの感染予防に関わる依頼事項を遵守すること。

３　指導上の配慮事項

（１）児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

ア　支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組支援が実施できるよう、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒等のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、児童・生徒等の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要な生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや外部機関と連携し、適切な対応を行う。

イ　学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、相談窓口一覧を再度、配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生に対しては、毎週月曜日に実施している、「江東区 SNS 教育相談２０２０」の QR コードを再度配布し、ＳＮＳによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。また、保護者に対して、教育センターの電話相談を活用することにより、子育ての悩み等に対応できることを周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、学校再開後の家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

（２）　感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

○　臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導」について、校長等が講話を行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

４　登校の判断

（１）　医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

ア　医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ　基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、保護者が事前に主治医や学校医に相談した結果等を踏まえ、校園長が個別に登校の判断をする。

ウ　登校すべきでないと判断した場合、当面の間、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

（２）　海外から帰国した児童・生徒等について

ア　国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒等については、帰国後２週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、滞在先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したＰＣＲ検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。

イ　これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

（３）　感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

ア　新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題をオンライン等を活用するなどして個別に対応を行う。

イ　この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠

席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

５　年間指導計画等の見直し

（１）基本的な考え方

ア　令和２年４月９日付事務連絡「臨時休業解除後の教育活動の検討に当たって」に基づき、学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。

イ　臨時休業中のオンライン等による家庭学習と教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。

ウ　学習指導要領に示された内容の指導は年度内に終えるよう計画的に行う。第２波の感染拡大等で、どうしても終えることが出来なかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。

・　次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。

・　追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

※校長が実施状況の把握に努めるとともに、年度末までの見通しをもって教育委員会と十分協議を行う

（２）江東区立学校の管理運営に関する規則に基づく学期及び長期休業日の取扱いについて

ア　長期休業日は次のとおりとする。

［小学校・中学校・義務教育学校］

・夏季休業日　令和２年　８月　８日から令和２年８月２４日まで

・冬季休業日　令和２年１２月２６日から令和３年１月　３日まで

［幼稚園］

・夏季休業日　令和２年　８月　１日から令和２年８月２８日まで

・冬季休業日　令和２年１２月２６日から令和３年１月　７日まで

イ　都民の日及び開校記念日

・授業日とする。

ウ　土曜授業

〇今後の感染状況等を踏まえ、実施を検討する。

※　陽性者の発生等により臨時休業等を行った場合は、土曜授業の

実施等、教育委員会と協議を行う。

※　長期休業期間の一部短縮に当たっては、長期休業の教育的意義を踏まえるとともに、児童・生徒の発達段階や心身の状態等に十分配慮する。また、土曜日を活用する場合は、児童・生徒の負担等を考慮することや、教員の勤務の振替を確保すること。保護者に丁寧な説明を行うこと等について配慮する。

エ　学校閉庁日

学校閉庁日は、今年度設定しない。

（３）　学習評価

ア　家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施した学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

イ　年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

なお、学校として今年度の各教科、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、保護者会等を通じて児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

ウ　前期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

なお、指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、後期以降の学習の成果として評価する。

６ 教職員の勤務・服務

教職員が勤務するにあたっては、感染症防止対策に万全を期した上で、原則として学校に出勤し、教育活動に従事するものとする。なお、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。教職員の勤務・服務については、今後の感染症の状況等に応じて、適宜見直しを図っていく。

なお、区費負担教職員（幼稚園教育職員、用務・警備等）については、感染症の蔓延防止のための出勤者削減の在宅勤務は５月２５日（月）で終了となっており、運営に支障がない範囲での時差通勤は認められている。

都費負担教職員本人が罹患した場合には病気休暇、事故欠勤、年次有給休暇等**（区費負担教職員は事故欠勤）**を取得させることや、発熱等の風邪症状等により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、事故欠勤、特別休暇等**（区費負担教職員は年次有給休暇又は病気休暇）**を取得させること。

教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には自宅勤務、事故欠勤、年次有給休暇等**（区費負担教職員は自宅勤務の取扱いは廃止）**により学校園へ出勤させないようにすること。

令和２年１１月１９日付で区費負担教職員、都費負担教職員の服務について再整理を行った通知を発出しているため、関連通知等を確認のうえで適切に取り扱うこと。

【関連通知】

都費負担教職員　新型コロナウイルス感染症に係る教職員（都費）の服務の再整理について（令和２年１１月１９日付２江教指第２４２３号）

区費負担教職員　新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園教育職員、区費用務・警備職員・会計年度任用職員の服務の再整理について（令和２年１１月１９日付２江教庶第１８４８号）

７　幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

（１）幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、次のことに配慮する。

ア　幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用する必要はない。

イ　幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

（２）　幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、次のような指導上の工夫・配慮を行う。

ア　幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。

イ　時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

ウ　幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。

エ　幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

（３）　登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

Ⅱ　患者等発生時対応編

１　対象者

学校内で活動するすべての者。

（児童・生徒等、教職員、会計年度任用職員、委託業者職員等）

２　対応区分

区分	該当要件
１（患者）	・PCR 等の検査結果が陽性 ・医師により新型コロナウイルス感染症と診断
２（疑い患者）	・医師により新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断 ・PCR 検査を実施した又は実施することが確定した
３（濃厚接触者）	・保健所から濃厚接触者であると特定（保健所の指示で PCR 検査を実施しない場合を含む） ・同居家族に患者が発生
４（未確定者）	・同居家族に疑い患者が発生（PCR 予定・結果待ち） ・同居家族に濃厚接触者が発生（PCR 予定・結果待ち）
５（有症状者）	・発熱や風邪症状等がある ＊同居家族に発熱や風邪症状等がある場合を含む
６（その他）	・同居家族に濃厚接触者が発生したが、PCR 陰性（保健所の指示で PCR 検査を実施しない場合を含む） ・同居家族の勤務先で患者発生（家族は濃厚接触者ではない） ・保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった ・接触歴がない別居の親族に患者が発生　など

３　対応区分別学校の業務

対応内容	対応区分					
	1（患者）	2（疑い）	3（濃厚）	4（未確）	5（有症）	6（他）
(1) 出席停止措置	○	○	○	○	○	-
(2) 保護者等[*1]へ事前の報告依頼	○	○	○	○	○	-
(3) 区教委への報告	○	○	○	○		-
(4) 接触者情報の把握・提供	○	○	-	-		-
(5) 濃厚接触者の対応	○	-	-	-		-
(6) 校（園）内の消毒	○	-	-	-		-
(7) 学校・学級等閉鎖の検討	○	-	-	-		-

＊1 児童・生徒等の場合は保護者、教員は本人、委託事業者は現場責任者等を指す

４　学校の業務内容
（１）出席停止等の考え方

注意　本項に記載の内容は、国・都の基準や最新の専門的知見をふまえ、適宜見直す可能性があります。最新の情報に基づき対応してください

区分	指導要録上の扱い	開始	終了
１（患者）	出席停止	診断日	主治医又は保健所指示期間
２（疑い患者）	出席停止	診断日	PCR 陽性：区分１へ移行 PCR 陰性：保健所（又は医療機関）指示期間
３（濃厚接触者）	出席停止	保健所に特定された日	本人の PCR 結果 ・陽性→区分１へ移行 なお、期間中に症状が出現した場合は、区分２へ移行（保健所が判断） ・陰性→保健所指示期間（基本的に陽性者との最終接触翌日から 14 日間）
４（未確定者）	出席停止	同居家族に区分２又は３が発生した日	同居家族の PCR 結果 ・陽性→区分３へ移行 ・陰性→区分６へ移行
５（有症状者）	出席停止	症状出現日	・主治医の指示期間が望ましい（無い場合は症状のない日が２日間続くまで） ・高熱（おおむね 37.5℃以上）、呼吸困難、倦怠感等の強い症状がみられる場合は、主治医又は保健所の指示期間
６（その他）	事例による	・一律に出席停止の対象とする必要はない ・合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止として取り扱うことができる	

＊上記出席停止期間の終了にあたり、書面（治癒証明等）の提出を求めないこととする
＊判断が難しい事例は、学務課給食保健係と協議のうえ校長が判断する

なお、出席停止の指導要録上の取扱いは以下のとおり

- 区分１～５……学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止
- 区分６ ……「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」

（２）保護者等へ事前の報告依頼・情報の周知・連絡体制の確立

- すべての保護者等と、一斉・個別に連絡が取れる経路を確保しておく
  特に区分１～３が発生した場合においては、休日等も含め、すみやかに連絡がとれる体制を整える
- 区分１～５が発生した場合、すみやかに学校へ知らせるよう、繰返し依頼する
- 報告は、「当該児童等への適切な対応」「校（園）における感染拡大防止」「区教委への報告」のため必要であるなど、適切な説明を加える
- 保護者等から報告を受けた場合、報告様式１に沿って情報を聴取する
- 児童・生徒、教職員等に区分１が発生した場合は、区教委と周知方法や文案等を協議のうえ、保護者あて通知を作成し、周知する

（３）区教委への報告

- 区分１～４の情報を把握した場合担当部署へ電話で報告する（下表）
- 報告は、区分１～３が原則当日中、区分４は休日の場合翌平日とする
- 区分１～３が確定した場合は、報告様式１を担当部署へメール送信する
- 判断に迷う事例があった場合は、担当部署へ相談する
- 状況により区が追加の情報収集を依頼する場合がある
- 休日に PCR 結果が判明する場合は、週明けに休校や緊急下校、給食の対応等が必要となることを想定し、通知文の作成、休校時の学習計画等の準備を整える
- PCR 検査の結果は区教委にすみやかに報告する

【担当部署】

対象者	担当部署
児童・生徒等	学務課給食保健係
教員、事務職員、栄養士	指導室
学校用務、警備	庶務課
会計年度任用職員、委託職員	各所管

（４）接触者情報の把握・提供

- 区分１～３の場合、感染可能期間（発症 2 日前、濃厚接触者等無症状者に対する検査の場合は検体採取の 2 日前）から隔離開始までの間に接触した以下の範囲に該当する者の情報を把握し、報告様式２（行動履歴）に記入のうえ、担当部署に送付する。
  ・同一教室で授業を受けた（指導した）＊委員会、部活動等含む
  ・登下校を共にした。放課後・休日等を一緒に過ごした
  ・車内等で長時間の接触があった
  ・患者の気道分泌物、体液等に直接触れた可能性が高い
  ・手の触れることのできる距離（目安として 1m）で 15 分以上の接触

・その他（上記に準ずると考えられる者）
- 担当部署から保健所に情報提供する

（５）濃厚接触者の対応
- 校（園）内で濃厚接触者が特定された場合は、教育委員会と連携し、保護者あて通知を作成するとともにPCR検査に向けた準備等を行う
  ・保護者あて通知（検査日時等を一斉メール。ひな型は、共有フォルダに格納）
  ・PCR検査当日の補助（おもに学校を会場とする場合の施設管理）
  ・PCR検査結果の報告（陰性者への電話）

（６）校（園）内の消毒
- 区分１が発生した場合は、保健所の指示をもとに区教委と協議のうえ定めた範囲を学校が消毒する
- 消毒は、十分に換気をしながら、当該範囲の汚染が想定される物品・設備等*を0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を用いて拭き掃除をし、５分程度経過後に水拭きを行う。
  *机・椅子・キーボード・マウス・照明や複合機のスイッチ・ドアノブ・蛇口など
- 他の区分における消毒は、日常から同等の方法で清掃していることを前提に省略する（学校の判断により消毒を行うことも可能だが、過剰な対応により児童・生徒等の不安や偏見が助長されないよう配慮する）

５　臨時休業
- 学校は、臨時休業の判断に必要となる情報を、区教委・保健所の求めに応じ提供する
- 臨時休業の要否・期間の判断は、以下の情報をもとに区教委が保健所及び学校（学校医含む）と協議の上判断する（最大14日間）
  ・学校内の感染拡大状況
  ・学校内の濃厚接触者数
  ・地域における感染拡大状況
  ・学校が感染を広めている可能性
  ・感染経路の明否　など
- 上記の判断がなされるまで、一時的に学校の全て又は一部を臨時休業する場合がある
- 臨時休業を実施する場合は、学校が、一斉メール等で保護者あて周知する
- 児童通学案内業務・学校施設管理業務・学校用務業務について、臨時休業の実施により従事日時等に変更が生じる場合、学校は各事業者の責任者（リーダー）へ連絡する

６　臨時休業等時の学びの保障

- 臨時休業又は学級閉鎖等、児童・生徒が登校できない期間中は、オンラインによるホームルームを実施するとともに、学びを保障するという観点から、当該児童・生徒にスタディサプリ等を活用した課題を課す
- 学級の一部児童・生徒が出席停止となった場合は、オンラインを活用した同時双方向型の授業を行うなど、工夫する
- どの学校においても臨時休業等の措置をとることが考えられることから、保護者へのメール通知などの連絡手段、学校配布携帯電話の番号周知、全児童・生徒のオンライン登録、日常的なオンラインによる児童・生徒への課題の配信及びその提出、オンライン授業ができるようにするためのビデオ会議アプリの操作確認などの準備をする